

カントの<戦争と平和>論（2）

青木 茂

第四章 カントの平和論

第1節 『平和論』の出版

(1) フランス革命への共感

カントの『永遠平和のために』(Zum ewigen Frieden. --Ein philosophischer Entwurf-- 1795)¹⁾はひじょうに有名である。

理性の自己批判というまったく新しい原理を掲げてヨーロッパの思想界に大きな衝撃を与えた哲学者が、フランス革命(1789)とその後のナポレオン戦争に揺れるドイツの、またヨーロッパ諸国の動向に与えた印象は鮮烈であった。カント晩年の71歳、1795年の夏に出版されて故国ドイツに広く迎えられただけでなく、革命の渦中にあったフランスではなく三種類もの仏訳が刊行された。イギリス、デンマーク、その他の国の翻訳が相次いであらわれ、また各種の雑誌・評論誌がこれを取り上げた。後述するように、カントは永遠の平和達成のための第一の確定条項として、「各国家における市民的体制は共和制たるべし」(Die bürgerliche Verfassung in jedem Staate soll republikanisch sein)と提唱した。当然、革命に賛同するヨーロッパ内外の人士から大きな拍手をもって歓迎されたけれども、同時に、革命が急進化、過激化の過程をたどりはじめると反対派からの批判もまぬがれ得ない。けれども、フォルレンダー(K. Vorländer)によれば²⁾、カントは、多年にわたって抱いていたフランス革命に対する好意的な信念をば、率直にまた大胆に、誰に対しても、国家の高位高官に属する人々に対してさえも、弁護したことを伝えている。また戦争防止のた

めの体制として「共和制的体制以外のものはあり得ない」とするカントの確信は不動であり、共和制に対する中傷的な誹謗者が共和制の擁護者たちを「國家を危険にさらすところの革新熱だ、ジャコバン主義だ、暴徒だと言い立てる」議論を断固として退けている³⁾。

このような批判は、カント存命中からもむろん行われたけれども、その死(1804年)の後、バーゼル平和条約もむなしく、たちまち再開されたナポレオン戦争にプロイセンが破れ(1806年10月イエナおよびアウエルシュテットの敗戦)、屈辱的な講和会議を結んだティルジット和約(1807年)以降とくに激しくなる。ケーニヒスベルク大学におけるカントの教え子であったゲンツ(F. v. Genz. 1764~1832)は、当初、多くのドイツ人知識階級と同じように革命に同情的であったが、急速に批判派・保守派に変わってゆく。イギリスの政治家バーク(E. Burke 1729~1797)の革命を批判した著書『フランス革命についての省察』(Reflections on the revolution in France 1790)を読み、1793年、その独訳を出版、「一転して保守派の寵兒となった」⁴⁾のである。ゲンツこそ、後にメッテルニヒの片腕として反革命の旗手となる政治家である。ゲンツのカント批判は、後のヘーゲルのカント平和論への批判に先立つものであろう。より一般的にいえば、共和派に対する民族派の批判の先駆ともいえる。政治家ゲンツはカントの共和制が純粹理性の理念であった——そのかぎりカントの平和論はその副題にカントみずから記したように一つの「哲学的企画」であった——のに対し、フランス革命のなかにフランスの「国

家理性」(Staatträson), つまり「諸国家の個性的な生活法則」⁵⁾, こんにち風にいえば「国家利益」をみていたのである。カントの場合, その道徳法則がどこまでもその普遍性を貫こうとして, G. ジンメルのいう『個性の法則』(Das individuelle Gesetz 1913) を無視したように⁶⁾, その国家論のなかに, 個性的な国家の生活法則, すなわち, 国家理性を認めることはできない⁷⁾。

(2) 会議制外交の伝統

もう一つ, カントの平和論を時代を越えて有名なものとしている理由がある。それは, カントが平和とくに国際間の平和の創出を, すべての関係諸国の合議, 「諸民族の法」(Völkerrecht)——国際法——に基づかせたという考え方である。

この着想は, いうまでもなく, 「神聖ローマ帝国」(962年～1806年) という独特の「ドイツ国家」から歴史的に生み出された発想であろう。「虚飾の帝冠」⁸⁾と呼ばれた神聖ローマ皇帝をいただくこの「帝国」(Reich) は, これもまたよく知られているように(前稿(1) 70ページ以下), およそ統一国家の名に値するものではなかった。18世紀末になっても帝国は300以上の<独立>した大小さまざまな「領邦国家」(Landesstaat) の乱立し競合する集合体である。帝国の「諸侯たち」(Fürsten) は完全な国家主権を保障され, 外国との条約・同盟の締結権を認められた独立の支配者である。いきおい, 国益の衝突である国際紛争をすべて関係諸国との折衝によって調整する会議外交は, マインツ選挙侯ベルトールド (Bertold v. Henneburg) の発議した「永久平和令」(Der ewige Landfriede. 1495) 以来の伝統となる⁹⁾。それは, ドイツを一個の法共同体にまで高め, それによってフェーデから国際紛争にいたるまでのすべての<戦争>を平和裡に解決しようと意図したものである。フェーデ権の排除や紛争の調停は, 当然, 「実力をもって争うこと」(Fehdegang) をやめて「法廷に訴えること」(Rechtsgang)¹⁰⁾を正当なく権利のための闘争>とするのであり, 法廷制度の整

備・拡大をうながすこととなる。いまや帝国の平和は, 諸侯の協約, 諸侯の同盟によってはじめて可能となる。

マインツ選挙侯シェーンボルンやハノーヴァー侯の宮廷に仕えて顧問官の職にあった哲学者ライプニツ (G. W. Leibniz. 1646～1716) は, フランスの暴力的ヘグモニーにたいして, ドイツの帝国理念の道徳的な力を対置し, 神聖ローマ皇帝のもとにおける帝国の平和を追究したといわれる¹¹⁾。政論家ライプニツの面目躍如たるものがある。微積分法の発見や『モナドロジー』の執筆に先立ち, 若くして『いかなる形で国内の公的安全と帝国における現状を確たる基礎のうえに置くかに関する考察』(Bedenken, welcher gestaltet Securitas publica interna und status praesens im Reich auf festen Fuss zu setzen. 1670) が書かれている。それはドイツ帝国の「等族」(Stände) —— 神聖ローマ帝国の身分制議会に出席する権能をもつ諸身分, すなわち, 各領国の領主, 貴族, 都市代表者たち——の恒常的・全般的な同盟——その範としてシュワーベン同盟が言及される——を作り, それによって帝国の安全を確立することを主張しているという¹²⁾。カントが「国際法は自由な諸国家の連合制度に基づくべし」(Das Völkerrecht soll auf einen Föderalismus freier Staaten gegründet sein) と永遠平和のための第二確定条項を掲げたとき, こうした神聖ローマ帝国の伝統がその背景にあったことは否定できないであろう。むろんこのような指摘は, 決してカントの<平和論の哲学>, すなわち, その原理的考察の独創性を貶めるものではない。この平和思想はもっと広いコンテキストでみれば, ヨーロッパ世界における伝承として語られつづけてきたサン・ピエール (St. Pierre 1658～1743) やルソー (J. J. Rousseau 1712～1778) の平和論ともつながるであろう。国民国家と世界市民主義とが, フランス革命の初期の精神のなかで相互に支持し制約しあう力として, 19世紀のはじめ, ドイツにおいてきわめて密接に結びついていたことをマイネッケは指摘している¹³⁾。そう

した結びつきが幻想としてシニカルに斥けられた19世紀、それに続く20世紀は、民族国家の総力戦という、カントが辛うじて許容し是認した「限定戦争」の枠組みを遙かに逸脱し跳び越えてしまった「殲滅戦争」(bellum internecinum)が繰りかえされた世紀であり、その戦争の担い手(文字どうり<主体>Subjekt)となった民族国家の時代であった。この迫り来る新しい時代の新しい戦争論とそれを支えるイデオロギーとしての国家論を用意したのがヘーゲルであるとすれば¹⁴⁾、カントは、既述したように(前稿(1)70ページ)、その手前にとどまっている。

カントが没して200年、歴史の舞台はまた大きく変わろうとしている。先なるものが後に、後なるものが先になる。第一次大戦後の「国際連盟」、第二次大戦後の「国際連合」といった世界平和の理念が改めて掲げられ、その国際的な組織が性懲りもなく作り直されていく場合に、何時でも、カントの『永遠平和のために』が想起される理由がここにある。

(3) 「哲学的企画」としての平和論

さて、カントの平和論には「哲学的企画」(philosophischer Entwurf)という副題がつけられている。カントがこの言葉を用いるとき、それは、「純粹理性の企画」のことを意味しており、すでに『純粹理性批判』の第二版序言(1787年)において次のように明記されている。

「……理性は自分の企画にしたがい、みずから産出したものだけを見抜き、また、理性は恒常不变の法則にしたがってみずから判断の基準を携えて先導しみずからの問い合わせに答えるように自然を強制しなければならない」(B X III)。

むろん、『純粹理性批判』の場合のG. ガリレイやE. トリシェリなどの自然科学者が自然現象をきわめて企図的な実験の対象として「強制」したように、政治をふくめた人間の歴史的・社会的出来事を実験の対象とすることはできない。けれども、そうだとしても、いたずらに現実に引き回されて「幼児が手引き紐でよちよち歩きをするような真似をしてはならない」ので

ある。カントの『平和論』は、周知のように、出版された同じ年の四月、「第一次対仏同盟」からひとり脱落したプロイセン国家が、ナポレオンのフランスに和を乞うたバーゼル和約の締結を——カント自身はこのことまったく触れていないが——直接の執筆動機としている。けれどもわれわれの解釈が意図したように、その<戦争論>と不可分な形で論じられる<平和論>は、カント自身の歴史哲学や法哲学から生まれた、それ自身が原理的な、すなわち、「哲学的」な帰結であった。いな、それどころか、『純粹理性批判』執筆の試み、その動機づけそのものが、果てしない論争の繰りかえしの歴史を重ねてきた哲学(いわば「理性の自然状態」B. 779)に、理性の自己批判という法廷をつくることであった。「この法廷こそ純粹理性批判そのものにほかならない」(A. VI) という序文の言葉が、批判の海の長い航海(この「波立ち騒ぐ渺茫たる大洋こそ仮象のまことの棲処なのである」B. 295)を終え、その方法を振りかえったときに改めて思い合わされる。いわく「このような批判こそ、われわれに法的状態の平安(die Ruhe eines gesetzlichen Zustandes)を与えてくれる」(B. 779)と。「自然状態においては、争いを終結させるものは<勝利>(ein Sieg)である。そして勝利は双方の当事者の誇りとするところであるが、しかしこれに続く平和は、仲裁に介入する当局によって制定された不安定な平和でしかない。これに反して合法的状態において係争を解決するものは<判決>(die Sentenz)である。この場合に判決は紛争そのものの根源を塞ぐから、これによって永遠の平和がもたらされることは必定である」(B. 799f.)¹⁵⁾。

それゆえ、ここで論じられる平和論もまた、ある特定の戦争を一時的な休戦あるいは平和状態にもどすことをめざした政策論ではなく、永久平和の実現のための「予備的」および「確定的条項」の提示であり、それによって、あらゆる平和条約の「合法性の原則」たり得るという意味で「諸条約の条約」(Vertrag der Verträge)であり、カントが「認識の……認識」を「超越

論的」と呼んだだように（B. 25），これらの原則は，「平和の法の超越論的本性」(transzental rechtliche Natur des Friedens)¹⁶⁾を明らかにしようとするものである。

（4）イデーとしての「永遠平和」

さらにカントの永遠平和論には，「いかなる戦争もあるべからず」(Es soll kein Krieg sein)というカントの実践哲学・道徳哲学から直接みちびかれる，抗うことのできない戦争への「拒否権」(veto)が存在する（前稿（1）77ページ）。永遠平和は，カントにおいて絶対的な道徳的命令であり，絶対の正義である。「もし正義にして亡ぶならば地上に人間の生存する価値はない」¹⁷⁾。「正義を行わしめよ，世のならず者ことごとく亡ぶとも」(fiat iustitia, pereat mundus)は「ややおおげさに聞こえるがそれでも正しい命題なのである」¹⁸⁾。そして平和をこの地上に実現するためには次のように言えよう。「まずもって純粹実践理性の国とその正義とを求めて努力せよ。そうすれば，汝の目的（永遠平和の恩恵）はおのずから適えられるであろう」と¹⁹⁾。

それゆえ，永遠平和が現実に可能かどうか，もしまだ可能であると想定するなら，現実に永遠平和はあり得ないとしても，われわれはくそれが在るかのように> (als ob das Ding sei) 行為しなければならない」²⁰⁾ことが要請されるのである。

このくかのようには，理性概念（理念 Idee）が世界全体の認識を統制する原理として掲げられた場合の，理念の働きとしての「かのよう」（B. 713）と同じ性格を示している。「理性の法庭」たることを自認する純粹理性批判がその弁証論において自然の全体的統一性の把握をめざす理念の統制的使用の理論を提示したように，永遠平和の概念は，カント哲学の枠組みのなかで，公共的な人類一般の歴史のめざすべき目的となる。「表現の行き過ぎということを別にすれば，この哲学者〔プラトン〕が世界秩序における自然的なものを理念の不完全な模写とみなすことから始めて，目的すなわちイデアにしたが

ってこの世界秩序の建築術的な結合へ上昇していく精神の高翔は，われわれの尊敬と追随とに値する努力である」（B. 375）と述べたプラトンのイデア論への思いは，そのまま，カントがみずから描いた永遠平和のイデーへ寄せる「尊敬と追随」の気持ちを表現するものであろう。『平和論』を出版したすぐ後，『法論の形而上学的基礎』の「国際法」のなかでカントは次のように述べている。

「永遠平和（国際法の最終目標）は，もちろん，一個の実現不可能な理念である。だが，そういう目標をめざすところの政治的諸原則，すなわち，その目標への連続的な接近に役立つような諸国家の結合を作るための政治的諸原則は，実現不可能ではなくして，そのような接近が人間と国家の義務に基づいて，したがってまた人間と国家の権利に基づいて，設定された課題であるかぎり，たしかに実現可能である」と²¹⁾。

第2節 永遠平和の主張

（1）反国家理性

バーゼル講和条約の形式を模倣して書かれたカントの『永遠平和論』は「予備条項」(Praeliminarartikel) 6つ，「確定条項」3つ，ならびに2項目の補足条項と付録から成り立っている。補足の第2項は，1796年の第2版で初めて付加された。「永遠平和のための秘密条項」²²⁾と銘打たれており，95年4月に締結されたバーゼル条約が，カントの禁止した秘密条項を含んでいたことに対する皮肉が込められている。

ところで，「道徳的な立場にたつ政治家」(der moralische Politiker)を政治家のるべき姿とみたカントは，その平和論が，「政治的な道徳家」(der politische Moralist)の提唱する平和のための「技術的課題」(problema technicum)と「天地のような隔たり」があることを知っていた。カントの没後，ドイツにおいても国家論の主導概念となるく国家理性論>に基づいた政治，カントの言葉を用いれば「国家政略の問題

を解決する方途」)は、永遠平和の実現という成果に関しては「いずれも不確実である」²³⁾とみなされる。なぜであろうか。ここにカント哲学における政治と倫理の明確な分離を指摘してその理由とすることは容易であるが、にも拘らず、カントを現実政治と無縁な空想的政論家とみなすことはできない。「反国家理性」というのは、17・8世紀のドイツの政治思想の潮流のなかで、反マキアヴェリーの風潮とともに一般的であつたし、君主の個人的性格と国家の非個人的な法人格の姿とは未分化のまま、判然と区別されなかつたことが指摘されている。カントにとってもプロイセンの国家像は、「世界無二の君主」フリードリヒ大王の姿(前稿(1)72ページ)と切り離して考えることはできない。「ほとんどいうまでもないことであるが、アカデミックな政治理論の内部でも、国家理性はイタリア人〔マキアヴェリー〕のいう意味には解されず、いわばアリストテレスに引き戻して受け取られ、国家形態論のなかに組み込まれた」²⁴⁾という。

カントにおいて戦争は「国家理性」と「国家理性」とが全面的に激突する総力戦ではなく、既述したように(前稿(1)68ページ以下)〈王家の戦争〉である。カントは『平和論』において、現実的な政治権力の闘争のなかで戦争を誘発し平和を攢乱するものが敵と味方の間の憎悪や恐怖、一言でいえば「敵意の感情」(feindselige Leidenschaft)であることに注目し²⁵⁾、そこから、永遠平和の維持をめざして、この感情を刺激するすべての可能的原因を除去するための禁止項目、つまり「否定的条件」(negative Bedingungen)を挙げ、これを「予備条項」としている。

これら予備条項をカントは第一条項から第六条項まで、いわば〈経験的に〉列挙しているのであって、特定の原理から演繹しているのではない。そのかぎり、「確定条項」が第一条項から第三条項まで、すべて「根源的契約」というカント法哲学の根本原理から導きだされているのと対照的である。予備条項としてカントは、「体系的にではなく」²⁶⁾、戦争をめざす「権力者の意

図」を禁ずるための「……すべからず」という否定的条件を挙げることになったといえよう。戦争を「国家理性」のぶつかり合いとするなら、もっと異なった予備条項が考えられたであろう。

けれども他方、これらの禁止条項は、戦争の原因となる国家相互の不信感や恐怖感から、いわば心理学的に導きだされたものである。そして現在の国家の間に成り立つ可能的関係は、現に戦争状態にあるか、自然的な平和状態(非戦争状態)にあるか、平和条約を結んでいるかの3つの場合に尽きるから、カントの予備条項は、それについて、国家間の敵意という心理状態を刺激したり誘発したりする事柄の発生を禁止することをめざしている。その意味では、この予備条項もK. フィシャーの指摘するように「体系的」に説明することも可能である²⁷⁾。

(2) 条約の内容

さて、初めの「予備条項」は、平和の維持を目的とする国と国との交渉において平和の回復を不可能にするような条件の排除、「客観的には、つまり権力者の意図に関して、いずれも単に禁止を命ずる〈禁止法則〉(leges prohibitiae)」、否定的条件が記述されている。

- ①将来の戦争の種を密かに保留しているような秘密条項を作つてはならない。
- ②国家は他の国家を売買や相続・贈与などの対象としてはならない
- ③常備軍を保持してはならない、あるいは漸次廃止してゆく
- ④戦時国債を発行してはならない。
- ⑤内政干渉の禁止
- ⑥卑劣な謀略行動の禁止

①⑤⑥は「厳格に守らなければならぬ法」(leges strictae)、②③④は例外は認めないけれども、実施を延期することが「許容」(Erlaubnis)されている「ゆとりのある法」(leges latae)である。

確定条項は次のとおり

- ①各国の市民体制は共和制たるべきこと

(国家法の規定)

- ②国際法は自由な諸国家の連合制度に基づくべし（国際法の規定）
- ③世界市民法は普遍的な「友好」（Hospitalität）をもたらす諸条件に制限するべし（世界市民法の規定）

(3) 予備条項について

①第1条に禁止されている秘密条項としてカントはバーゼル条約のことを考えている。この条約が締結されたとき、初めはこれを歓迎したけれども、やがてその秘密条項が暴露され、条約の欺瞞性が明らかになると、その批判を直接の動機として平和論が執筆され公刊される。

バーゼル条約は、プロイセンが対仏同盟から脱落してナポレオン・フランスと和を結んだ条約である。それによって革命フランスはヨーロッパにおける外交的孤立から脱したけれども、プロイセンにとっては同盟軍を裏切った背信行為の誇りは免れない。その平和条約のなかに、ライン左岸地域を平和回復まで一時フランスに割譲することが記載されながら、後に暴露された秘密条項では完全な譲渡が約束されており、さらにプロイセンはその補償として、ライン右岸の聖界諸侯の領地が密かに当てられていたという。事実、この条約の結果、プロイセンは、ライン左岸地区48平方マイルの喪失にたいして右岸地区に255平方マイルの土地の「補償」を得て、領土を大々的に拡張したのである²⁸⁾。

バーゼル条約の前に、プロイセンは「ヴァルミーの戦い」（1792年）で革命フランスの人民軍に敗退している。そして1794年の秋までにナポレオンの軍隊によってライン川左岸一帯を占領されてしまう。そこでプロイセンは再び関心を東方国境に向け、ロシアと協力して第2次ポーランド分割（1793年）、さらにオーストリアをも加えた第3次分割（1795年10月）によってポーランドの領土を地上から抹殺してしまう。それに先立って対仏連合から身を引くためにフランスとの単独講和にふみ切ったのである（1795年4月）。神聖ローマ帝国の一員として負うべき義

務を踏みにじる結果になったのだから、平和ははじめから列強間に異論の多いものであった。対仏戦争を継続しなければならないドイツ帝国内の諸侯からみれば、あきらかに裏切りであり、その領土のやり取りが秘密裏に議せられていたのだから、まったく我慢のならぬ条約であったろう。

秘密条約が将来の戦争の種子を密かに温存している場合には、その平和条約は、単なる休戦あるいは敵対行為の一時的な延期であって平和の回復とはいえない。真実の平和を実現するためには、「将来戦争を引き起こすような現存する諸原因是……平和条約の締結によってことごとく否定されねばならぬ」²⁹⁾とカントはいう。

②国家を相続・交換・売買などの対象としてはならないという第2の禁止命令は自明であろう。国家を商品のように売買の対象とすることは、「道徳的人格である国家の存在を廃棄し、道徳的人格を<物件>（Sache）と/or しまう」³⁰⁾からである。これをことさらに禁止条項に挙げているのは、われわれにとって奇異な響きがするけれども、カントの時代の戦争がヨーロッパ王家の相続争いであり、傭兵までも動員した私闘であったという実情（前稿（1）「カントの時代の戦争」68ページ以下）を思い合わせれば納得できよう。「国家もまたお互いに結婚できるといった考えは、ヨーロッパ以外のほかの大陸ではまったく知られなかった考え方」³¹⁾だとカントも断っている。

王家の結婚によって取得した財産の一部として新しい国をそこに住む住民もろとも取得できると考えるのは、「根源的契約に反する」。ただしこの禁止条項にカントは「許容法則」（leges permissivae）を適用している。「ある国家から奪われた自由をその国に回復させるのに……回復をいそぎ過ぎてかえって本来の意図に反することにならないように、多少の遅延を許容する」³²⁾というわけである。

③第3の予備条項は「常備軍」（miles per-

petuus) の漸次的な撤廃である。常備軍の創設とその維持が刺激となって、互いに無限の軍備拡大競争がはじまることをカントは心配している。これには道徳哲学的な含みもある。戦争のために兵士を動員することは、「目的としてのみ扱うべきわれわれ自身の人格における人間性の権利とはおよそ調和し得ない」³³⁾からである。

この項目にもカントは「許容法則」を適用する。それは祖国防衛戦争の場合は「まったく別の事柄だ」とみているからである。すなわち、「国民が自発的に一定期間にわたって武器使用を練習し、自分の＜祖国＞(Vaterland) を外からの攻撃に対して防備する」戦争である。カントもまた「祖国のために死ぬこと」(mori pro patoria)³⁴⁾の意味を立派に認めていたのである。「祖国的 (patriotisch 愛国的)」とはなにか。曰く「国家の各成員が（国家の元首も例外ではなく）公共性をいわば母のふところとみなす考え方、あるいは、国土を父祖の土地、すなわち、かれ自身がそこに生まれ育ち、いつかはかれもまたこれを貴重な担保として子孫に遺さなければならぬ土地とみなす考え方である」³⁵⁾。民族や祖国への義務は至上であり、すべての道徳的義務と同じ重さをもつ。そうだとすれば、祖国防衛のための戦争（「カントが是認した戦争とは何か」については前稿（1）78ページ参照）、そしてそのために死ぬことも崇高な義務といわなければなるまい。20世紀末の日本国民が忘れてしまった観念である。

防衛戦争が侵略戦争になること、祖国防衛のための限定戦争が他国を侵略する無制限戦争に変貌していくことの＜おぞましさ＞をドイツ国民が、被害者の立場で、身をもって知るようになるのは、カントの没後（1804年）のナポレオン戦争であろう。光輝ある革命のイデーを防衛するためのフランス人民の戦いは、軍事的な天才ナポレオンの率いる侵略戦争となって、＜祖国＞ドイツの山河を蹂躪したからである。

ところで、カントが常備軍の創設・維持に反対しその漸次的な撤廃を訴えた背景には、理念としてではないが現実的なモデルとして、領邦

国家の実態が存在していた。それは、領邦国家の「等族」(Stände) たちの、ドイツ選定侯の意図した常備軍設置のための財政支出を補う領邦国家への課税政策にいつも反対していたという事情である³⁶⁾。戦時にのみ集められる臨時的な傭兵軍ではなく平時においても維持るべき常備軍のための膨大な「財貨の備蓄」は等族にとっての過重な税負担を強いることになるし、同時に戦争を誘発する危険な原因になる。「兵力と同盟力と金力という三つの力のうち、おそらく、金力が最も信頼できる戦争の道具であろう」³⁷⁾から。

④同じような理由に基づいて、第4の予備条項は、この財力を補充する戦時国債の発行を禁止している。戦時国債の発行によって財力が豊かになれば、気安く戦争ができるようになる。この気安さが「人間の本性に生来備わっているかに見える権力者の戦争癖と結びついて永遠平和の最大の障害となる」³⁸⁾というのは見易い道理であろうが、ここでカントが思い描いている＜戦争＞のイメージに対してはなんとも牧歌的な感じを抱かないわけにはいかない。

常備軍の維持には莫大な経費を必要とする。だから、既述したように、そのために選定侯の命ずる課税に反対することが常備軍創設に反対することになった等族たちの事情が、カントの常備軍反対の理由にもなったのである。けれどもこのような事情は、目的を反対にとれば、まったく逆の効果をもうみだす。常備軍が必要だと考えてみよう。常備軍の創設・維持とそのために必要な巨額の財政負担は、それに見合う統一的な徵税制度——ひいては官僚組織——の整備と、恒常的な税負担に応ずる財力をうみだすための殖産興業の経済政策、つまり富国強兵政策が領邦国家の枠組みを越えて推進されなければならない、こうした政治的・経済的・社会的条件となる。要するに「近代化」のための起爆剤に転化るのである。統一的な行政機構と常備軍の設置を国家の本質的要素とする新しい国家像——ヘーゲルの国家観——がカントを越え

て形成される条件もまたここに胚胎する。そのためにはまず「国家内国家」といわれた領邦国家の支配体制を打ち壊して、国家理性に基づく統一的な近代国家へと脱皮していかなければならない。カントの亡くなつたあとのナポレオン戦争に破れた惨めな敗戦経験が、ドイツ民族を統一的なドイツ国家の建設へと目覚めさせたのである。

⑤予備条項第5　内政干渉の禁止は、フランス革命に対して近隣諸国がルイ王朝の復帰を願って——いずれにせよ王家の親戚筋にあたるのだから——、武力によってフランスの内政に干渉しようとした、いわゆる「対仏同盟」への批判となる³⁹⁾。だからまたこの対仏同盟から脱落したプロイセンの単独講和たるバーゼル和約を、フランスへの介入を望んでいなかつたカントは、その希望が満たされたこととして密かに喜んだのである⁴⁰⁾。内政干渉の禁止は、立場を変えて干渉される側からいえば、「ある国民は、それ自身として善と思われる市民的体制を自らに与えることを、他のどんな権力によっても妨害されてはならない」⁴¹⁾ということになるであろう。内政干渉の禁止は、カントのいう「人格」の概念とおなじように、それぞれの国家の「自律性」(Autonomie)を前提していることから導かれる。

⑥予備条項の最後の第6条は、交戦国家間におけるいかなる卑劣な敵対行為をも無条件に（いささかの遅滞をも許さない＜厳しい法則＞として）禁じている。これはカントが許容した戦争が「自然状態」（無法状態）に置かれた国家間の限定戦争たるべしということをみちびかれる禁止条項であろう。なぜなら、自然状態、つまり判決をくだす裁判官のいない状態で暴力によって己れの正義を主張するといった「悲しむべき非常手段」⁴²⁾として戦争を許容したとしても、人間性に背反する卑劣な行為は断じて認められないからである。この点において、自然状

態と「万人の万人に対する戦争」(bella omnis contra omnia)とを等置したホップスとカントとの違いがある。

第3節 あらゆる国家の市民体制は共和制たるべし——第一確定条項

(1) 共和制は必然的に平和を志向する

平和の創出が個人あるいは集団相互間の自然状態ではなく法的状態においてのみ可能だと考えるかぎり、それを「国家法」(Staatrecht)の段階でみれば、平和は、その国家の<市民的体制>(bürgerliche Verfassung)に基礎を置かなければなるまい。では、なにゆえ平和維持にとって「あらゆる国家の市民体制は<共和的>(republikanisch)たるべし」が、永遠平和のための「確定条項」、すなわち、予備条項のような消極的条件ではなく積極的な条件として真っ先に掲げられなければならないか。

カントの国家論は、古典的なアリストテレス流の法共同体・政治社会 (politike koinonia) という構想を「根源的契約」という理念から導いたものである（この点については前稿（1）74ページ以下参照）。そしてこのような国家を構成するメンバーは、①人間として自由であり②共同の立法に<臣民>(Untertan)として従属している③国民として平等である、という三つの原則を満たしている。この原則に「合法的なすべての立法が基礎を置いていること」⁴³⁾、こうした体制が「共和的」と呼ばれるのである。人間としての各自の自由と平等と一般意志への従属とを媒介しているのが理念としての根源的契約である。

このような共和制は必然的に戦争ではなくて平和を志向する。なにゆえか。カントの説明は次のようになる。

「戦争をすべきかどうかを決定するために、国民の賛同が必要となる（この体制ではそれ以外に決定の方法がないのだが）場合、<国民>(Staatbürger)は、戦争のあらゆる苦難を自分自身で背負い込むこと……を覚悟しなければならないのだから、こうした割の合わない賭けごと

をはじめるのにたいへん慎重になるのはきわめて当然のことなのである」⁴⁴⁾。

これに対して臣民が国民でないような非共和的な体制下では、元首は国家の成員ではなくして国家の所有者になってしまう。国家の所有者がその所有地の相続をめぐっての繩張り争いに兵を用い、「取るに足らない原因から戦争を一種の遊戯のように決定すること」⁴⁵⁾は＜王家の戦争＞という意味でこれまた当たり前のことかもしれない。このような王家の私闘に対して、共和制という政治体制が歯止めになることはカントの言う通りであろう。

(2) 共和制と民主制

ここで言われている「共和制」(republikanische Verfassung) を「民主制」(demokratische Verfassung) と混同しないよう——「通常この二つは混同されている——にカントは注意している⁴⁶⁾。カントの理解では、国家の形態は、最高の国家権力を誰が握っているか、すなわち、「権力の在りよう」(forma imperii. Form der Beherrschung) によって、君主制・貴族制・民主制の三つに分けられる。また、「統治形態」(forma regiminis. Form der Regierung) によって、「共和的」と「専制的」(depotisch) のいずれかに分けられる。「共和制」は執行権を立法権から分離することを国家原理とし、「専制」はこの区分を認めず、「自ら与えた法を＜専断的＞(eigenmächtig) に執行する」統治である。カントのこの区別にしたがえば、民主制と共和制とは区分原理を異にする概念であること、したがって民主制必ずしも共和制でないし、主権在民でない非民主的な共和制、例えば＜君主制をとる共和政体＞(カントがフリードリッヒ大王治下のプロイセンで考えた現実の政治形態) も、あるいは一般化した通念に反して＜専制的な民主政権＞も成り立ち得ることを含意している。むしろ、カントは「もともと民主的と呼ばれる国家形態は、必然的に専制的である」⁴⁷⁾という。なぜなら「デモクラシーが設定する執行権の下では、全員が一人の人間を無視して、また場合

によつては、その人間に反してまで（つまりその人間が賛同していないのに）決議できる、したがつて本当のところは全員ではない全員が決議できるからである」と。

カントは民主制においてその基礎となる一般意志が自己自身に矛盾する、したがつて自由に矛盾する現実をみている。あるいは「代表制」がうまく機能していない統治形態——もともと「奇形」(unform) としか言いようのない、法の立法者が同時に法の執行者である専制政治——をみている。ここには一方で、フランス革命におけるフランス民衆の共和制が恐怖政治（自然状態への逆行）に陥った実態が影を落としており、他方、既に亡くなったフリードリッヒ大王(1786年没)への敬愛の念から⁴⁸⁾、君主制と共和制との結びつきを認容する道も開かれてくる。

それではカントは、「真の共和制」をどのように考えていたであろうか。「だが一切の真の共和制は、＜人民＞(Volk) の名において一切の＜国民＞(Staat-bürger) たちの提携のもとに、かれらの選出議員たち（代議士たち）を介してかれらの諸権利を処理するための人民の代議制であり、それ以外のなにものでもあり得ない。だが、およそ国家の支配者がその人格にしたがつて（それは国王であっても、貴族階級であっても、人民の全体、つまり民主政治的統一体であつても良い），自らを代表せしめるやいなや、その統合された人民たちは、単に主権者を代表するだけではなくてこの主権者そのものである」⁴⁹⁾。

(3) 共和制と戦争

ところで、永遠平和への道を政治制度として基礎づける「共和制」に対してカントの抱いていた確信は、現実の歴史的動きのなかでどんな試練を受けたか。＜戦争か平和か＞の決定が国民一人一人の賛否にゆだねられる共和制の下において、国民はつねに平和を求めるという期待は、なるほど、＜王家の戦争＞の時代には戦争勃発を予防する充分なブレーキとなり得たであろう。けれども多数の国民がむしろ戦争をエス

カレートさせるという、まったく新しい実態が、ナポレオン戦争以降、とくに19世紀になってからの全ヨーロッパ社会を揺るがしたことは改めているまでもあるまい。19世紀、20世紀の政治思想を一色に染め上げた国家主義と民族戦争の時代の幕開けである。

共和制が施行されれば、専制政府の間に行われていたような戦争はなくなってしまうであろうという多くの革命賛美者の抱いた幻想はみじんに打ち砕かれた⁴⁹⁾。革命によって王政がくつがえされ、共和制と民主制（既述したように、両者は多くの場合「混同されている」とカントは批判したけれども）が結びついた政治体制のなかで、はじめて、戦争は<王家の戦争>たることをやめて民衆のなかに制度として根を下ろす。18世紀の終わりまで、ドイツの徴兵制度はきわめて不完全なものであった。フランス革命の後、ナポレオンによって整備された一般兵役義務制がプロイセンやオーストリーにも導入されるようになる⁵⁰⁾。<祖国>ドイツの敗戦と国家の危機をむしろ逃すべからざる好機として、ティルジット講和条約（1807年7月）以降、ドイツの国制や軍制の改革が急速に進められていく。民衆が国政に参加する以上国防にも参加しなければならないという意識は、カントが是認した戦争の範囲を越えて国家や民族を挙げての戦争へ突き進んでいく。ヘーゲルの登場する舞台が整えられていく。戦争論としては、「王家の戦争」に代わる民族と民族との戦争、クラウゼヴィッツのいう「絶対戦争」（absoluter Krieg）の時代が到来する。「フランス革命戦争」という短い前奏曲のうちに、勇猛果敢なナポレオンはたちまちにして戦争をこの点にまで【戦争の絶対的本質という概念に実在性を与えるところまで】発展させたのである。ナポレオンのもとで、戦争は完全に敵を打倒するまで間断なく進行し、したがってまた、敵の反撃も間断なく行われた。かかる現象が厳密な論理的帰結にしたがって、われわれを戦争の本来の概念に立ち返らせたのは、自然であり必然的ではあるまいか⁵¹⁾。

第4節 国際法は自由な諸国家の連合制の上に築かるべし——第二確定条項

（1）「根源的契約説」からの演繹

さて、既述したように（本稿141ページ）、戦争が、自然状態にある国家間の紛争を解決するための「悲しむべき非常手段」であるとすれば、この手段を免れる道は自然状態からの脱出のほかなく、それは国家法によって各人の自然状態が法状態へ移行し、フェーデ権の行使が法廷における裁判へ代行されていったのと同じ論理によって可能となるであろう。いずれも「根源的契約」から演繹された条項である。その移行の考え方あるいは手続において自然状態を「万人の万人に対する戦い」とみるホップスの考え方との相違が生まれてくる。

国家としてまとまっている民族も個々の自然人と同じように、自然状態、つまり外的法によって拘束されていない状態は、「隣り合っているだけで、すでに、互いに害し合っている」⁵²⁾とカントはいう。自然状態とは敵対状態によって絶えず脅かされている状態である。個々人の安全のために国家状態を作りだすのと同じように、「各民族は自分たちの安全のためにそれぞれの権利が保障されている場として市民的体制に類似した体制に一緒に入ることを他に対しても要求でき、また要求すべきなのである」。

カントは、ホップスとは違い、敵対関係に立つ人間の自然的素質のなかに、「仲間を離れて自分一人になろう——孤立しよう——とする強い傾向性」、つまり非社交性とともに、「相集まって社会を作ろうとする傾向性」という社交性というまったく相反した、矛盾した性質、「非社交的社交性」（ungesellige Geselligkeit）⁵³⁾を見ている。

かくして、カントにおいてその国家論の基礎となる「根源的契約」を可能にしている人間本性の条件は「非社交的社交性」であり、この条件からまた永遠平和の第二の確定的条項たる「国際法」の思想も導かれる。それはカントの歴史哲学の思想が背景に予想されているからである。

(2) 非社交的社交性

人間性のなかの「非社交的社交性」をカントは、それ自体好ましいものではないが、他方、非社交性に基づく人間相互の抵抗や葛藤がまた文化を促進する原動力であって、人間の間の不和合、互いに妬み合いながら競争する虚榮心、飽くことを知らぬ所有欲、さてはまた支配欲についても「自然に感謝してよい」⁵⁴⁾と述べている。ここにはカントのいう歴史目的論の見地から、人間に与えられている一切の自然的素質を手段として用いて——そのなかに人間の非社交性や「敵対関係」(Antagonism)さえもふくまれる——自然より文化へ、さらに道徳状態への展開を要請する目的論的判断力が考えられている。その道徳的世界の政治的条件として「永遠平和」が達成されなければならぬ。してみれば、この非社交的社交性は、永遠平和をもたらすための「戦争の効用」(前稿(1)79ページ)とおなじ論理的意味を担っている概念といえよう。事実、この非社交的性質を持たず、社交的性質だけを持った「純朴な牧羊生活のみでは人間の才能は永久に埋没されたままである」ことをカントは心配している。

非社交的社交性という矛盾した人間の共同生活に平和をもたらすのは法的原理のみである。おなじように、国際間の（諸民族の間の）平和は、国際法に基づく法的状態のなかで初めて確保される。恒久平和を維持するためのこのような方法論は、これまた「神聖ローマ帝国」以来のドイツの伝統に根ざす「平和連合」(foedus pacificum)の発想に基づくことは既述した(前掲135ページ)とおりである。

「平和連合」は、そのなかで諸国家の自由な結合を国際法の理念にそくして保障している。いうまでもなく「諸国民の法」Völkerrecht) すなわち「国際法」は「諸国民からなる單一国家」(Völkerstaat)を予想している法ではない。サンピエールやルソーが構想した、「世界のすべての国民から成るいわゆる<万民国家>(allgemeiner Völkerstaat)——すなわちその強権には個々の国家がすべて自発的に隨順し、この

万民国家法に聽從すべきである——の提案は……いかにも尤もらしく説いているが実践には向かない」⁵⁵⁾のであり、自由な諸国家の連盟とは明確に区別されるのである。なぜなら、「もしもおおくの民族が一つの国家に吸収されるとただ一つの民族しか形成しないことになり」、これは自由な諸国家の連合、「国際連合」(Völkerbund)という前提に矛盾するからである⁵⁶⁾。ただ一つの超大国による「普遍的平和」は、戦争の苦難以上に、個人の自由にとっても自由なる国家の存立にとっても危険であることをカントは見抜いていたといえよう。またこうした「平和連合」が「平和条約」(pactum pacis)から区別されるのは、「後者が単に一つの戦争の終結をめざすのに対して、前者はすべての戦争が永遠に終結することをめざすからである」⁵⁷⁾。

このような「平和連合」の実在したサンプルとしてカントが挙げているのは、18世紀の前半、ハーグで成立した「オランダ会議」である。「平和を維持するための若干の諸国家のこういうまとまりは<常設的な諸国家の会議>(permanenter Staatenkongress)と名づけられ得るものであって、近隣の国家は、いずれもこれに加入することを許されている。このような組織が(少なくとも平和の維持をめざす国際法上の諸方式に関していえば),今世紀の前半にハーグのオランダ会議において成立していた。そこでは、大多数のヨーロッパの諸宮廷の大臣たちは、いや、最小の諸共和国さえもその大臣たちを出席させていたのであるが、ともあれ、これらの大臣たちは、一国が他国から蒙った攻撃について、かれらの抗弁を持ち込み、かくして、全ヨーロッパを或る单一の連合国家と考えて、この連合国家を諸国家の公的係争におけるいわば仲裁裁判官と想定したのであった」⁵⁸⁾。これはいうまでもなく、「フェーデ権の行使」(Fehdegang)を禁止して「法廷に訴えること」(Rechtsgang)が司法の国内制度を整えたように、国際紛争をも裁判によって調停しようとする発想である。この発想は20世紀になって「国際連盟」の下で1921年に創設され、「国際連合」

に引き継がれた「国際司法裁判所」(ICJ) の運営のなかに生きているといえよう。

ヨーロッパ列強間のいわゆる「勢力均衡」(Balance der Mächte) は永遠平和の条件にはならない。理由は簡単である。法によらない、勢力均衡による強国間の戦争のない状態は、自然状態に止まっているからである。カントはこの状態をイギリスの作家スウィフト (Jonathan Swift. 1667～1745) の作品から取った例え話を引いて揶揄している。一人の建築家が何もかも平衡の法則通りに建てた家屋が、たまたま雀が一羽その屋根に止まっただけでたちまち崩壊したのと同じであると⁵⁹⁾。

第5節 世界市民法は<普遍的な友好>をもたらす諸条件に制限さるべき——第三確定条項

(1) 世界市民法は制限法である。

カントは自由な諸国民の国際法だけでは国際間の平和を保持するためには十分でないと考え、<諸民族の法>（国際法）を越えて、その外側に延びて地球上の各地へ遍在する諸民族を「訪問する権利」(Besuchsrecht)⁶⁰⁾を「世界市民権」(ius cosmopolitanum)⁶¹⁾としてつけ加える。この第三確定条項を、『平和論』の後で書かれた、いわゆる『法哲学』(1797年) の「世界市民法」の説明と合わせて考えてみよう。

「世界市民法」は「友好性」(Hospitalität) を謳うものであっても、「博愛的」(philanthropisch) なヒューマニズムや倫理を説いているのではなく、「訪問する権利」という「法的原理」(rechtliches Prinzip) の主張である。「外国人が他国の土地に足をふみ入れても、それだけの理由で、この国の人間から敵意をもって扱われることはない」⁶²⁾という権利のことである。「客」(Gast) として待遇されることを要求しているのでもないし、「定住権」(Einsiedelungsrecht) を認めよといっているのでもない。たしかに安全に他国を訪問する権利である。はなはだ素っ気ない制限された確定条項だと言わなければならない。世界市民法をこのように「制限された

法」としたことには、幾つかの理由が考えられるであろう。

カントが「国際法」と言っているとき、実際に頭に描いているのはヨーロッパ大陸を中心とした国際社会であり、さらに、その国際法が平和法として通用するのは、それらの国がすでに共和制を採用しており、したがって、「王家の戦争」がおのずから抑制されるという前提のもとにおいてのみである。

このような共和制の諸国家に共有される世界市民法は自由な法でなければならず、限定されたものでなければならない。それゆえ、世界市民法を訪問権にのみ制限したことは、先ず、この法によって、カントが地球的規模の一国共和制を排除したことを意味する。このことは、カントの構想した国際連合が、任意のいつでも脱退し解消し得る諸国家のゆるい合議制というシステムであったこと（前掲144ページ）と同じ主旨に基づく。この点については、ヤスバースが指摘しているように⁶³⁾、「自由が專制政治によって窒息するはずの<世界国家> (Weltstaat) の平和な安静か、あるいは、不斷に戦争の危機が残っているにもかかわらず、<法による平和>への自由な発展を期待できる状態か」の二者択一のなかで、カントは明確に後者を選んだのである。

(2) ヨーロッパ強国の植民主義への批判

世界市民法は他国への訪問権のみに制限され、「客として待遇される権利」や「定住権」は、改めて契約を必要とする。このことは、一方に、この訪問権を認めない住民たちの振る舞いは「自然法に反する」⁶⁴⁾という指摘になるが、他方、自然法に反することは勿論、契約を結ばないで、あるいは契約に反して、非道をかさねる諸国民への厳しい批判をも意味することになる。「勝ち誇るヨーロッパ植民主義の時代」⁶⁵⁾に生きていたにもかかわらず、ヨーロッパ列強によってなされた、「遠く離れた諸大陸への」植民地略奪とその後の植民地経営に対するカントの評価はきわめて厳しい。「われわれ [ヨーロッパ] 大陸の

文明化された諸国家、とくに商業活動の盛んな諸国家の＜非友好的態度＞(inhospitale Betragen)を[バーバリ地方の海岸に住む住民やアラビアのベドウィン人たち]と比較してみると、かれら[ヨーロッパ人たち]がほかの土地やほかの民族を訪問する際に(訪問することは、かれら[ヨーロッパ人たち]にとって、そこを征服することと同じことを意味するが)しめす不正は、恐るべき程度にまで達している⁶⁶⁾と。アメリカ、黒人諸国、マラッカ諸島、喜望峰など、ヨーロッパ大陸からみれば、はるかに遠いこれら異郷の土地は、ヨーロッパ人にとっては「誰にも属さない土地であるかのようであったが、それは、ヨーロッパ人が現地の住民を無にひとしいとみなしたからである」。東インドには商業上の基地を設けるという企図のもとに軍隊を派遣して原住民を圧迫し、その他の諸国家を煽動して広範な地域に戦争を引き起こす。「飢え、反乱、裏切り、そのほか人類を苦しめるあらゆる災厄を嘆く声が数え立てているような悪事をもちこんだのである」。

さらにカントは、植民地においてこうした悪逆非道を繰りかえしながら、本国においては、「宗教的な敬虔について空騒ぎをし、不正を水のように飲みながら、正統派の信仰のなかでは神に選ばれたものと見なされたがっている列強諸国」⁶⁷⁾の実態を、遠慮なく暴きたて、激しく非難している。

(3) 地球の住民という意識

植民地主義から生まれる上述のような横暴な振る舞いを弾劾し批判する法的な根拠は、きわめて制限された世界市民法からも十分みちびきだすことができる。「こうした友好の権利、つまり外国人の権限は、原住民との交際を試みることを可能とする諸条件を越えて拡張されてはならない。このような仕方で遠く離れた諸大陸も互いに平和な関係を結び、この関係はついに公けの法的なものとなり、こうして人類を、結局は、世界市民体制へ近づけることができる」⁶⁸⁾。訪問する権利以上の外国との交渉はすべて特別

の契約によらなければならぬ。植民すなわち他国への定住もまた力づくではなく契約によってのみ行われるであろう。「この契約さえもこういう所有地の譲渡に関する先住民の無知を利用することによって行われてはならない」⁶⁹⁾。

18世紀の時代の中国や日本がこれらの来訪者に入国を許さず、あるいはオランダ人だけを許可してかれらを囚人ように扱い(長崎の出島に閉じ込めたことであろう)、自国民との交際から閉め出したことは、「賢明な措置であった」とカントは述べている⁷⁰⁾。

普遍的な友好性をもたらす「訪問権」は、地球の表面を共同に所有する権利に基づいて互いに交際を申し出ることが出来るといった、すべての人間に属している権利である⁷¹⁾。

カントは地球を包括する一つの秩序を思い描いている。それはヨーロッパ大陸の諸共和国の国際関係を律する国際法の外側にひろがる広大な諸地域である。これら諸民族の間に遍在するさまざまな人間の共同体は、「地上の一つの場所で生じた法の侵害がすべての場所で感じとられるまで発展を遂げた」⁷²⁾のであり、そこに「国法」や「国際法」に書かれていない「法典」(Kodex)として、永遠平和のための「世界市民法」が必要だったのである。

終わりに

人間的自然のなかに働く「自然の機構」は、非社交的社交性という矛盾した概念が示しているように、平和を保証する法的状態へ人類をみちびく逆説的な概念装置になっている。万人の万人に対する戦いという暴力の結果から生れる困窮と不安が人間に法的な社会状態の導入を余儀なくすると同時に、それを展開して平和な国家的規模の法的共同体を生み出した。同じように、人間は戦争の困窮と悲惨のなかで、かえって、徐々にではあるが可能的無限への限りなき接近というかたちで永遠平和への定立へみちびかれる。そのかぎり「戦争と平和」とは相互に制約し合う相關する概念である。両者を媒介するのは現実の政治的過程である。

カントが構想した世界市民法の思想が現代世界においていかなる意味をもつかを考えると、「地球の住民という意識」が科学技術の発達と高度な機械文明の創出という条件に支えられて、18世紀末には想像も出来なかったほどの現実感をもって普及していることを挙げなければなるまい。おなじ条件が、「もう一つの手段をもって継続された政治の延長」たる戦争の意味をもすっかり変えてしまった。政治過程のなかで採用されるはずの一つの手段たる戦争が、その破壊力の圧倒的な発揮によって、目的そのものをも破棄してしまう状況を生み出したからである。改めて「世界市民法」のカント的発想を、新しい「戦争と平和」の状況のなかでその相関を論じなければならないであろう。カントの思想をこのテーマに即して反復しようとするとき、ヘーゲル戦争論との角逐を避けて通ることは出来ない。

注

- 1) カントのテキストからの引用の要領は「前稿（1）」（青木茂 「カントの<戦争と平和>論」『流通経済大学論集』vol.31 no.2 通巻 113号 1996.11）と同じ。『純粹理性批判』からの引用は慣例の注記法にしたがい、文中カッコ内に挿入した。
I.Kant Zum ewigen Frieden.(1795) S.51ff.
PhB Bd, 443 Hamburg 1992
宇都宮芳明訳 『永遠平和のために』 岩波文庫
1985
- 2) K.Vorländer I.Kant, der Mann und das Werk (1924) S.221. 2Aufl.
片木 清 『カントにおける倫理・法・国家の問題』 316ページ以下より再引 「カントとフランス革命」 を参照 法律文化社 1980
- 3) I.Kant Streit der Fakultäten (1798).S.85 Anmerk.
hrg.v.K.Reich PhB Bd, 252 Hamburg 1959
小倉志祥訳 『歴史哲学論集』「学部の争い」 413
ページ以下 『カント全集』第13巻 理想社 1988
- 4) 成瀬治ほか編 『ドイツ史』 2 1648年～1890年
130ページ 山川出版 1996
- 5) F.マイネッケ 岸田達也訳『近代史における国家理性の理念』(1924) 414ページ 『世界の名著』 54
中央公論社 1969
- 6) 青木茂 『個体論の崩壊と形成』 58ページ

創文社 1983

- 7) 「国家理性」という言葉は、ドイツにおいて、ようやく19世紀になってから国家にたいする「褒め言葉」として用いられるようになる。そうした国家論の流れのなかに、「ヘーゲルがはじめて、かれの若き時代の帝国国制にかんする論文（いわゆる『ドイツ憲法論』1802年）のなかで、<講壇国家論者>の立てたいろいろの区分をあえて無視し、純粹な権力を、かれが国家とよぶものの新しい範疇として主張するに至ったのである」。
A.O.マイヤー 「Staat (国家) という言葉の歴史に寄せて」 47ページ
H.マイヤー 「旧ドイツ国家論と西欧の政治的伝統」 155ページ
F.ハルトゥングほか 成瀬治編訳 『伝統社会と近代国家』 岩波書店 1982
- 8) 望田幸男・三宅正樹編 『概説ドイツ史』 3ページ
有斐閣 1982
- 9) 堀米庸三 『西洋中世世界の崩壊』 244 ページ
岩波全書 1958
- 10) 成瀬治 「<近代国家>の形成をめぐる諸問題」
17ページ
吉岡・成瀬編 『近代国家形成の諸問題』 木鐸社
1979
- 11) 成瀬治ほか編 『ドイツ史』 前掲書 32ページ
- 12) G.エーストライヒ 「帝国国制とヨーロッパ諸国家体系1648～1789」 218ページ以下
F.ハルトゥングほか 成瀬治編訳 前掲書
- 13) F.マイネッケ 矢田俊隆訳 『世界市民主義と国民国家 I——ドイツ国民国家発生の研究——』（初版 1907） 32ページ 岩波書店 1968
- 14) このように指摘することはヘーゲルに対して酷な批評になるかも知れない。ヘーゲルの<戦争と平和>論としてあらためて考察を深めてみたい。
- 15) 理性批判の法廷モデルへの準拠については 浜田義文 『カント哲学の諸相』 58ページ以下を参照 法政大学出版局 1994
- 16) Hans Saner "Die negativen Bedingungen des Friedens" S.45. hrg.v.O.Höffe I.Kant.Zum ewigen Frieden Academie Verlg. Berlin 1995
- 17) I. Kant Metaphysische Anfangsgründende der Rechtslehre(1797) Allgemeine Anmerkung (E)
S.155 PhB Bd.360 Hamburg 1986
吉沢・尾田訳 『人倫の形而上学』 203ページ以下
『カント全集』第11巻 理想社 1969
- 18) I. Kant Zum ewigen Frieden a.a.O. S.94 宇都宮芳明 前掲訳書 94ページ
- 19) I. Kant Zum ewigen Frieden a.a.O. S.93 宇都宮芳

- 明 前掲訳書 92ページ
この文章は「まず神の国と神の義を求めよ、そうすれば、これらのものは、すべて添えて与えられるであろう（『新約聖書』マタイ伝 六・33）」を考えている。
- O. Höffe Der Friede--Ein Vernachlässige Ideal--S.21 hrg.v.Höffe a.a.O. 宇都宮芳明 前掲訳書 122ページ
- 20) I. Kant Rechtslehre a.a.O. S.177 『人倫の形而上学』 前掲訳書 235ページ
- 21) I. Kant Rechtslehre a.a.O. §61 S.172 『人倫の形而上学』 前掲訳書 229ページ
- 22) I.Kant Zum ewigen Frieden a.a.O.S.82 宇都宮芳明 前掲訳書 72ページ
- 23) I. Kant ibid. S.92 宇都宮芳明 前掲訳書 91 ページ
- 24) H・マイアー 「旧ドイツ国家論と西欧の政治的伝統」154ページ以下 F・ハルトゥングほか 成瀬治編訳 前掲書
- 25) K. Fischer Geschichte der neuern Philosophie. Bd V I.Kant und seine Lehre II1 Teil(1852) S.165 Heiderberg 1957
- 26) Hans Saner "Die negativen Bedingungen des Friede" hrg.v.Höffe a.a.O.S.49
- 27) K・Fischer ibid.S.165
- 28) 成瀬治ほか編 『ドイツ史』 前掲書 137ページ 以下
- 29) I.Kant Zum ewigen Frieden a.a.O.S.52 宇都宮芳明 前掲訳書 13ページ以下
- 30) I. Kant ibid. S.52 宇都宮芳明 前掲訳書 15 ページ
- 31) I. Kant ibid. S.53 宇都宮芳明 前掲訳書 15 ページ
- 32) I. Kant ibid. S.56 宇都宮芳明 前掲訳書 22 ページ
- 33) I. Kant ibid. S.53 宇都宮芳明 前掲訳書 17 ページ
- 34) E.H.カントロヴィッチ 甚野尚志訳 『祖国のために死ぬこと』(1951) みすず書房 1993
- 35) I. Kant Über den Gemeinspruch:Das mag in der Theorie richtig sein, taugt aber nicht für die Praxis(1793) S.22 PhB Bd.443 Hamburg 1992 篠田英雄訳 「理論と実践」 『啓蒙とは何か』他 四編 143ページ 岩波文庫 1950
- 36) 成瀬治編 『ドイツ史』 前掲書 50ページ
- 37) I. Kant Zum ewigen Frieden a.a.O. S.53f. 宇都宮芳夫 前掲訳書 17ページ
- 38) I. Kant ibid. S.54 宇都宮芳明 前掲訳書 18ペー ジ
39) 対仏同盟によるフランス革命への内政干渉の可否については『法哲学』(1797)において次のように説明されている。
「けれども他の諸国家が、もっぱら人民によって行われたあの<犯罪>(Verbrechen)を報復されないままにして置かないといいう目的で、またすべての国にとってのスキャンダルとしても存続させたまでは置かないといいう目的で、この災難にあった<元首>(Oberhaupt)のために<国際同盟>(Staatenbündnis)を結成する権利を持つかどうか、したがつてまた、あらゆる他の国々において革命により成立した国家体制を以前の国家体制へ<暴力によって>(mit Gewalt)復旧させる権能と使命を持つかどうか、これらることは国際法に属する問題である」と。I. Kant Rechtslehre a.a.O. S.145 『人倫の形而上学』 前掲訳書 191ページ なお 片木清 前掲『カントにおける 倫理・法・国家の問題』273ページ以下 「反革命と抵抗権」の項を参照
- 40) H. Saner "Die negativen Bedingungen" usw. a.a.O. S.41
- 41) I. Kant Der Streit der Fakultäten a.a.O. S.84f 小倉志祥訳 「学部の争い」 前掲訳書 412ページ
- 42) I. Kant Zum ewigen Frieden a.a.O. S.56 宇都宮芳明 前掲訳書 21ページ
- 43) I. Kant ibid. S.59 宇都宮芳明 前掲訳書 28 ページ以下
- 44) I. Kant ibid. S.61 宇都宮芳明 前掲訳書 32 ページ以下輪
- 45) I. Kant ibid. S.62 宇都宮芳明 前掲訳書 33 ページ
- 46) I. Kant ibid. S.62 宇都宮芳明 前掲訳書 34 ページ
- 47) I. Kant ibid. S.63 宇都宮芳明 前掲訳書 35 ページ
「しかしそれでも、それらが[君主制と貴族制]が<代表制度>(repräsentatives System)の精神にかなった統治方式をとることは、少なくとも可能である。例えば、とにもかくにも、フリードリヒ二世が、自分は国家の最高の従僕にすぎない、と語ったような仕方である」。
- 48) I. Kant Rechtslehre a.a.O. S.138 『人倫の形而上学』 前掲訳書 217ページ
- 49) F.マイネッケ 矢田俊隆 『世界市民主義と国民国家』 前掲訳書 31ページ
- 50) 成瀬治編 『ドイツ史』 前掲書 186, 198ページ
さらに、A. ファーグツ 望田幸男訳 『ミリタリズムの歴史』——文民と軍人—— 133ページ以下

福村出版 1994を参照。

シャルンホルストやグナイゼナウ、ボイエンなどによるプロイセン軍政改革のなかで徴兵制の導入は次のように考えられていた。「プロシアの改革者たちが直面した問題は、貧しく疲弊したプロシアが、早く、有効に、あまり費用をかけずに、このような新しい大軍隊をいかに創出するかであった。もっとも低廉な軍隊は、プロシア人を強制徴収することによって、またこのような愛国的情熱は名譽あることであるという信念——これこそフランス軍においてきわめて大きい効力を發揮したもの——を持たせることによって創出することができた。しかしプロシアの旧秩序のもとにあっては、ウンカー支配が国家と軍隊とをあらゆる人々から遠ざけてきたので、愛国主義の訴えは、ほとんど応答を呼びださなかった。むしろ、1806年～1807年の戦争の間、外国人傭兵の方が、彼らのすべてではなくとも、生糸のプロシア兵よりも軍隊に対してより大きな愛情をしばしば示したのである。しかしこの外国人傭兵にはあまりにも出費がかさみ、将来にわたて雇用していくことができなかつた。だから土着の人民的力量が覚醒され引き出されなければならない」と。

プロイセンの軍事的有効性の基礎が義務兵役制度にあったことは、ハワードによっても指摘されている。M. ハワード 奥村房夫／大作訳 『ヨーロッパ史と戦争』139ページ 学陽書房 1981

- 51) クラウゼヴィッツ 篠田英雄訳 『戦争論』(1832～1834) 下巻 「絶対的戦争と現実の戦争」262ページ以下 岩波文庫 1968
- 52) I. Kant Zum ewigen Frieden a.a.O. S.64 宇都宮芳明 前掲訳書 38ページ
- 53) I. Kant "Ideen zu einer allgemeinen Geschichte in weltbürgerlichen Absicht" (1784) S.31 Ausgewählte kleine Schriften PhB Heft 24 Hamburg 1969 篠田英雄 「世界公民的見地における一般史の構想」30ページ 『啓蒙とは何か』 他四編 岩波文庫 1950

- 54) I. Kant ibid.S.32 篠田英雄 前掲訳書 31ページ
- 55) I. Kant Über den Gemeinspruch usw.a.a.O. S.48 篠田英雄 「理論と実践」前掲訳書 186ページ
- 56) I. Kant Zum ewigen Frieden a.a.O. S.64 宇都宮芳明 前掲訳書 38ページ
- 57) I. Kant ibid.S.67 宇都宮芳明 前掲訳書 42ページ
- 58) I. Kant Rechtslehre a.a.O. §61 S.172f. 『人倫の形而上学』前掲訳書 230ページ
- 59) I. Kant Über den Gemeinspruch usw.a.a.O. S.47 篠田英雄 「理論と実践」前掲訳書 186ページ
- 60) I. Kant Zum ewigen Frieden a.a.O. S.69 宇都宮芳明 前掲訳書 47ページ
- 61) I. Kant Rechtslehre a.a.O. §62 S.174ff. 『人倫の形而上学』前掲訳書 232ページ
- 62) I. Kant Zum ewigen Frieden a.a.O. S.69 宇都宮芳明 前掲訳書 47ページ
- 63) K. Jaspers Kants»Zum ewigen Frieden« (1957) S.212 "Aneignung und Polemik" hrg.v.Hans Saner München 1968
- 64) I. Kant Zum ewigen Frieden a.a.O. S.70 宇都宮芳明 前掲訳書 48ページ
- 65) K. Jaspers a.a.O. S.210
- 66) I. Kant ibid.S.70 宇都宮芳明 前掲訳書 49ページ
- 67) I. Kant ibid.S.72 宇都宮芳明 前掲訳書 50ページ
- 68) I. Kant ibid. S.70 宇都宮芳明 前掲訳書 48ページ
- 69) I. Kant Rechtslehre a.a.O. §62 S.175 『人倫の形而上学』前掲訳書 233ページ
- 70) I. Kant Zum ewigen Frieden a.a.O. S.70f. 宇都宮芳明 前掲訳書 49ページ
- 71) I. Kant ibid.S.69 宇都宮芳明 前掲訳書 47ページ
- 72) I. Kant ibid.S.72 宇都宮芳明 前掲訳書 53ページ